

## 海老名市公共工事にかかる電子納品について

海老名市では、電子納品への移行施策として、平成 21 年度に「海老名市公共工事デジタル写真管理要領」を策定し、工事写真の電子化に取り組んでいます。

本要領は、これまでのネガフィルム写真からデジタルカメラ画像による工事写真の納品にかかる管理・運用方法を定めたものです。

デジタルカメラの使用にあたっては、経済性や利便性の反面、画像の加工修正等が容易にできるため、その行為を排除しデータの信憑性を確保されたものであり、また、誰もが同じデータを扱うことができるよう、要領が構成されています。

なお、すべての工事完成書類を電子納品とすることについては、電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】（国土交通省大臣官房技術調査課）、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、電子納品運用ガイドライン＜工事編＞（神奈川県県土整備部）等を準用し、積極的な取組みを推奨します。

今後は、国、神奈川県等の動向に注視し、さらなる工事完成図書の電子納品化にむけて取り組んでいきます。

【海老名市 財務部 契約検査課】